

農業食料工学会 関東支部規約

(昭和59年 9月 決議) (平成12年 9月 承認)
(昭和59年12月 承認) (平成16年12月 承認)
(昭和62年12月 承認) (平成24年 9月 承認)
(平成元年12月 承認) (平成25年 9月 承認)
(平成 7年 9月 承認)

第1条 本支部は、農業食料工学会会則第2条に基づき組織され、農業食料工学会関東支部（以下「支部」という）と称する。

第2条 支部の事務局は、原則として支部長の所属する機関内におく。

第3条 支部は、農業食料工学会の目的である農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関する学術の進歩発達普及に協力するとともに、支部会員相互の情報交換に努める。

第4条 支部会員は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、山梨、長野、静岡の1都11県に在住する正会員、支部会員、学生会員、賛助会員、購読会員、永年会員および名誉会員をもって構成する。

2. 正会員は、農業食料工学会会員（正会員）とする。
3. 支部会員は、本支部会の趣旨に賛同して入会した個人とする。
4. 学生会員は、大学院、大学、大学校、短期大学等に在籍する学生とする。
5. 賛助会員は、本支部会の活動を賛助するために入会した団体または機関とする。
6. 購読会員は、会報等の配布のみを受けるために入会した団体または機関とする。
7. 名誉会員は、農業食料工学会の名誉会員とする。
8. 永年会員は、農業食料工学会の永年会員とする。

第5条 支部は、次の事業を行う。

- (1) 講演会、見学会、研究会等の開催
- (2) その他適当な事業

第6条 支部に役員として支部長、評議員、幹事長、幹事及び監事をおく。

第7条 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総理する。支部長に事故あるときは、評議員会において代行者を決定する。

第8条 支部長は、支部の予算・決算等重要事項を総会において報告しなければならない。

第9条 評議員は、評議員会を組織し、支部に関する重要事項を審議する。評議員会は毎年1回開催するほか、支部長が必要と認めたとき、及び評議員の3分の1以上から議題を定めて

請求があったとき招集する。

第10条 幹事長及び幹事は、支部の事務運営のため、支部長を補佐する。

第11条 監事は、支部の会計並びに業務を監査し、これを評議員会に報告する。

第12条 役員の選出は、次のように定める。

2. 支部長は、評議員の互選により1名を選出する。
3. 評議員は、支部に所属する本部評議員をもってあてる。
4. 幹事は、支部会員の中から支部長が若干名を委嘱する。
5. 幹事長は、幹事の中から支部長が1名を委嘱する。
6. 監事は、支部会員の中から評議員会において2名を選出する。

第13条 役員の任期は2年間とし、支部長の重任（連続就任）は2期までできるものとする。ただし、幹事長及び幹事にあっては、必要に応じて支部長が任期を定めることができる。

第14条 入会を希望する者は、入会申込書に定められた会費を添えて事務局に提出する。また、退会しようとする者は、その旨を事務局に申し出なければならない。但し、既納の会費は返却しない。また、支部会員は、次に定める支部会費を前納するものとする。ただし、名誉会員および永年会員は会費を必要としない。なお、会費を1年間滞納した者は会報等の配布を停止し、2年間以上滞納した者は、退会の申し出をしたものとみなす。

- | | | |
|----------|----|--------|
| (1) 正会員 | 年額 | 2,000円 |
| (2) 準会員 | 年額 | 2,000円 |
| (3) 学生会員 | 年額 | 500円 |
| (4) 賛助会員 | 年額 | 5,000円 |
| (5) 購読会員 | 年額 | 2,000円 |

第15条 支部の経費は、支部会費、農業食料工学会からの補助金、寄付金、その他をもってあてる。

第16条 支部の会計年度は、4月から翌年3月までとする。

第17条 支部長は、毎年、前年度の収支決算及び当年度の予算について評議員会の承認を得、決算を農業食料工学会に報告しなければならない。ただし、事情により会計年度当初に評議員会を開催できず、予算の承認が得られないときは前年度の予算の範囲内で当該年度の予算を暫定施行できるものとする。

第18条 この規約を変更するには、評議員の3分の2以上の同意を得てから、農業食料工学会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、農業食料工学会理事会の承認のあった日から施行する。ただし、第13条および第14条については平成13年度から適用する。